

巻 頭 言

平成 23 年度東京三会復旧復興本部 本部長

平成 23 年度第二東京弁護士会会長 澤 井 英 久

前年度 3 月 11 日に発生した東日本大震災について、東京三会災害対策委員会は、三会協定にもとづき東日本大震災復旧復興本部設置を決定していました。

2011 年（平成 23 年）度は東京三会災害対策委員会の担当会である第二東京弁護士会が復旧復興本部の当番会となり、私が本部長になるということで、急遽副会長全員とともに当会の態勢を整えました。

都内避難所での相談活動、東日本大震災電話相談などはすでに 3 月からはじまっていましたので、その体制を整備することのほか、日弁連から要請のあった被災地 3 県への支援が喫緊の課題でした。福島県の郡山市、いわき市への相談担当者派遣、宮城県へのゴールデンウィーク派遣、岩手県沿岸部への相談担当者派遣など次から次に復旧復興本部において課題をこなしてもらいました。

これらの対策費を東京三会が予算化していくことも重要で、各会の理事者で協議しながら、対策費を十分に用意したことで、復旧復興本部の様々な活動を支えることができたと考えています。

東日本大震災は福島第一原子力発電所事故を伴うことで、東日本大震災による被災者支援という復旧復興本部の当初の目標は、原発事故被害者救済へと変容し、最大でかつ最重要の課題となりました。

復旧復興本部は、東京三会の原発弁護団の結成を支援すると共に、原子力損害賠償紛争解決センターへの仲介委員、調査官を推薦するなどの運営協力、さらには原子力損害賠償支援機構の相談担当者派遣など、原発事故被害者救済活動を継続しています。

2011 年（平成 23 年）度が終わるにあたり、東日本大震災および原発事故について総括するというには早すぎると考えます。確かに東日本大震災の被災地においては、まちづくりなど復興段階に入った地域もありますが、原発事故の被害者はいまだ避難生活を余儀なくされ、復興どころか復旧段階にも至っていないのが現実です。原発事故被害者救済は緒についたばかりであり、弁護士会、弁護士による救済活動は今後も長く続けていかなければなりません。

ただここで一年を振り返り、東日本大震災発生後、みなが全力で走ってきた緊急対応の過程を再度検証して記録に残していくということは大変意義のあるところと考えます。

1 年間、本部長を支えてくれた対策本部員、弁護士会職員一同に感謝し、巻頭のあいさつとさせていただきます。

巻 頭 言

平成 24 年度東京三会復旧復興本部 本部長

平成 24 年度東京弁護士会会長 齋 藤 義 房

昨年 3 月に発生した東日本大震災・東京電力福島原子力発電所事故の被災者・被害者の権利回復、人間としての復興は、遅々として進んでいません。被災地のガレキ処理はもとより、地域の復旧の遅れも著しいものがあります。いまでも 34 万人を超える方々が避難し、都内にも約 8000 人の方が避難しています。

これからが弁護士会・弁護士による支援活動の本番であり、さらなる継続的かつ被災者・被害者の視点に立ったきめ細やかな取り組みが必要です。なかでも原発事故被害者に対する緊急の支援が求められています。

国会では与・野党の協議により、「原発事故被害者に対する生活支援法」（仮称）が成立しましたが、その具体的運用は政令・省令に委ねられており、弁護士会は引き続き提言し行動していく必要があります。

また、原子力損害賠償紛争解決センター（以下、原紛センターという）への申立件数は既に 2000 件を突破し、今後毎月約 500 件の申立が予想されるなかで、原紛センターにおける事件の滞留が顕著になっています。その原因としては、原紛センターの仲介委員や調査官の不足と、申立にあたり代理人弁護士が付いていないケースが多いことがあげられています。東京三会は、日弁連とともに、政府に対し、原紛センターの仲介委員や調査官の待遇改善を求めるとともに、関弁連とも連携して、原紛センターの人的態勢の整備に向けて具体的に取り組むことが強く求められています。

あわせて、昨年度から当復旧復興本部が取り組んでいる出張法律相談や代理人受任の推進を引き続き実践する必要があります。

この様に、東京三会は、①被災者・被害者に対する具体的な法的支援の実践、②原紛センターの人的態勢整備への協力、③被災者・被害者支援の立法要求と適正な運用という三つの課題に取り組まなければなりません。これらの諸活動を全うするには、東京三会あげての対応態勢が不可欠です。

このたび東京三会の一年の活動の記録集がまとめられたことは、これからの活動の手引きとしても極めて貴重なものであると考えます。

この間の当対策本部員、弁護士会職員のご奮闘に改めて敬意を表するとともに、これまでの取り組みを上回る会員各位のご協力・ご尽力を心からお願いいたします。